# 裁 決 書

住 所

審査請求人 氏 名

同上代理人 氏 名

田川市中央町1-1

処 分 庁 田川市福祉事務所長

上記審査請求人から、平成28年8月22日付けで提起のあった上記処分庁 (以下「処分庁」という。)の生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」 という。)第25条第2項の規定に基づく生活保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、 次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消す。

### 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、審査請求人の特別養護老人ホーム入所に伴い、 生活保護費のうち住宅扶助費を削除した本件処分について、納得できないこと を理由に処分の取消しを求めるものです。

### 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約

すると次のとおりです。

- (1)特別養護老人ホームに入所すると住宅扶助費が削除されると一方的に告げられ、平成28年5月26日付けの平成28年6月分保護費支給通知では6月分の住宅扶助費が削除されていた。その通知には、削除した旨の文言も、削除した理由、根拠も一切なく、被保護者をないがしろにする処分のやり方である。
- (2)本件処分は、正当な理由がなければ既に決定された保護を不利益に変更 されることはないと定めた法第56条に違反する。 また、保護を変更するときに書面で通知することを定めた法第25条第 2項にも違反する。
- (3)審査請求人が入所した「特別養護老人ホームA」(以下「A」という。) について、処分庁は、指導又は訓練を目的としている施設ではなく、厚生 労働省の通知にいう住宅費の認定が可能な施設ではないと説明している。 しかし、当該特別養護老人ホームは社会福祉施設であり、入院入所後も住宅費を認定することが可能な施設で、処分庁の説明は誤っている。審査請求人とAとの間の入所契約書では、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し介護福祉サービスを提供すること等が記載されている。

#### 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由 を要約すると次のとおりです。

- (1)特別養護老人ホームに入所した場合は、同時に、現在住んでいる住居の家賃に対する扶助が削除されることは、入所前から伝えている。
- (2) 平成28年5月26日付けの平成28年6月分の生活保護費支給通知書(以下「支給通知」という。)には、住宅扶助0円が明記されており、審査請求人は、それまでの住宅扶助額24,800円が削除されていることが容易に理解できる。

田川市生活保護法施行細則(平成20年田川市規則第23号)第9条には、「保護金品を交付する場合においては、口座振込の場合を除き、出納員は当該被保護者等に対して第4条第1項に規定する保護決定(変更)通知書又はこれに代わる書面の提示を求めなければならない。」と規定されているが、審査請求人は口座振込なので、保護決定(変更)通知書によらず、支給通知でもって住宅扶助廃止を通知することは、何ら違法ではない。

(3)「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発

第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の4(1) エ(ア)には、「単身の者が、医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院入所期間中も従来通り住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、入院入所(中略)後、6か月以内に退院退所できる見込みのある場合に限り、入院入所後6か月間を限度として、当該住宅費を認定して差し支えないこと。」と規定されている。さらに「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7の64には、局長通知により住宅費が認定される場合の施設として「社会福祉法第2条に規定する社会福祉施設等であって指導又は訓練を目的としているもの」と規定されている。

審査請求人が入所したAは、リハビリは最大でも週1回15分程度しかできない施設であり、社会福祉施設等ではあっても、指導又は訓練を目的としている施設ではない。また、処分庁は、入所時における審査請求人の心身の状態では、6か月以内に退所できる見込みがないと総合的に判断したものである。したがって、審査請求人は、局長通知にいう、入院入所後6か月間を限度として住宅費を認定できる場合には該当しない。

### 理 由

#### 1 認定した事実

審査請求人及び処分庁の主張並びに両者から提出された証拠書類等から 次の事実が認められます。

- (1)審査請求人は田川市において生活保護を受給していること。単身世帯で、 市営住宅に居住しており、平成28年5月まで、住宅扶助費として24, 800円が支給されていたこと。また、保護費の支給は口座振込の方法に より行われていたこと。
- (2) 平成28年2月26日、審査請求人は病院に入院したこと。当初の病院の見込みでは入院期間は1か月程度だったが、退院後の生活のめどがたたなかったため、入院期間は1か月を超えて継続したこと。
- (3) 平成28年4月14日、審査請求人が要介護4の認定を受けたため、処分庁は、審査請求人に対し、今後は受け入れ可能な施設を見学に行くよう指導したこと。
- (4) 平成28年5月17日、処分庁の職員は、審査請求人の姉から、審査請求人がAに入所する予定であることを確認したこと。そして、審査請求人の姉に対し、施設に入所する場合は、入所と同時に住宅扶助費が削除

されることを伝えたこと。

- (5) 平成28年5月23日、処分庁は、Aから、審査請求人が同月25日からAに入所するとの連絡を受けたこと。翌日、処分庁は、審査請求人と連絡が取れなかったため、審査請求人の姉に連絡し、A入所に伴う保護費の変更(住宅扶助費の削除を含む。)について伝えたこと。
- (6) 平成28年5月26日、処分庁は、同年6月1日付けで審査請求人の生活扶助基準を介護老人福祉施設の基準へ変更し、及び住宅扶助費を削除すること等を決定したこと。

そして、平成28年5月26日付けで平成28年6月分の支給通知を送付したこと。同通知には、平成28年6月の差引支給額(25,056円)、その内訳として生活扶助の金額(19,380円)とその他の金額(6,606円)及び控除額(930円)が記載されており、「上記金額 平成28年6月2日に振込いたします。」と記載されていること。なお、平成28年5月分の支給通知には、支給額の内訳として住宅扶助24,800円が記載されていること。

- (7) 田川市生活保護法施行細則第4条では、法第25条第2項による生活保護変更の決定通知を行うときの様式(保護決定(変更)通知書)を定めているが、上記支給通知は当該様式とは異なること。本事案において、保護変更を通知する書面は出されていないこと。
- (8) 平成28年8月22日付けで、審査請求人は本件審査請求を提起したこと。
- 2 本件処分に係る法令等の規定について
- (1) 保護の基準及び程度について

法は、保護の程度について、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」(法第8条第1項)こととし、保護の基準について、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」(法第8条第2項)と規定しています。これら法の規定を受けて、厚生労働大臣は、保護の基準を定めており、その中で、生活扶助の基準や住宅扶助の基準を規定しています。

(2) 法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第2条第9項に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法 令のほか、局長通知、課長通知等に基づいて執行されています。なお、こ れらの国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置づけられています。

### (3) 住宅扶助基準について

ア 住宅費については、局長通知において、「家賃、間代、地代等は、居住 する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合(中 略)に認定すること。」(第7の4(1)ア)とされています。

また、単身の者が入院入所した場合の住宅費の取扱いについては、局長通知第7の4(1)エ(ア)において、「単身の者が、医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院入所期間中も従来通り住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、入院入所(中略)後6か月以内に退院退所できる見込みのある場合に限り、入院入所後6か月間を限度として、当該住宅費を認定して差し支えないこと。」とされています。すなわち、上記の場合に該当しない限り、単身世帯の場合は、少なくとも入院入所の日の属する月の翌月からは住宅費が認定されないことになります。

- イ 課長通知第7の64では、局長通知により住宅費が認定される場合の施設として、「社会福祉法第2条に規定する社会福祉施設等であって指導又は訓練を目的としているもの」と規定しています。社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条(及び第62条)によれば、特別養護老人ホームを経営する事業は第1種社会福祉事業であり、特別養護老人ホームは社会福祉施設に該当します。
- ウ 特別養護老人ホームは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5で、「第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係るその他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。」と規定されています。なお、同法第20条の4では、養護老人ホームについて、「第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」と規定されています。
- (4) 保護の変更について、法第25条では次のように定めています。

法第25条第2項 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定(注:保護の決定内容を通知する書面には、決定の理由を付さねばならないこと。)は、この場合に準用する。

## 3 争点及び判断

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたかという点にありますので、以下判断します。

(1) 平成28年6月分以降の保護費から住宅扶助費を削除したことについて ア 単身世帯である被保護者が入所した場合の住宅費の取扱いについては、 局長通知の規定により、社会福祉施設等に入所した場合で6か月以内に退 所できる見込みがある場合に、入所後6か月を限度として認定できること になっており、言い換えれば、そのような場合に該当しないときは、住宅 扶助費が支給されないことになります。

そして、課長通知で、住宅費を認定できる施設として、「社会福祉施設等であって指導又は訓練を目的としているもの」と規定しています。

イ 審査請求人が入所したAは、特別養護老人ホームであり、社会福祉施設には該当しますが、上記2(3)ウにあるとおり、入所者の養護を目的とした施設であり、「指導又は訓練を目的としている」施設とは認められません。また、審査請求人は、入所後6か月以内に退所できる見込みであると認める事情もありません。

したがって、処分庁が、審査請求人について、局長通知及び課長通知に 定める住宅費を認定できる場合に該当しないと判断し、住宅扶助費を削除 したことに誤りはありません。

ウ 審査請求人は、Aは局長通知にいう住宅費の認定が可能な施設であるのに、処分庁は虚偽の根拠、理由付けを行ったと主張し、審査請求人とAの入所契約書も提出していますが、これらの提出資料においても、Aが住宅費の認定が可能な施設であるとは認められず、かつ、審査請求人には入所後6か月以内に退所できると認められる事情もないことから、審査請求人の主張を採用することはできません。

### (2) 本件処分に係る手続について

ア 審査請求人は、審査請求人の住宅扶助費の削除が、「平成28年6月分生活保護費支給通知書」によって通知されたことについて、法第56条(正当な理由がなく既に決定された保護を不利益に変更されないこと。)及び法第25条第2項に違反すると主張しています。

処分庁は、住宅扶助費の削除については、施設入所が見込まれることになったときから、口頭で説明しており、また、支給通知を見れば住宅扶助費の削除は明白であるので、何ら違法ではないと主張しています。

イ 本件住宅扶助費の削除は、審査請求人の特別養護老人ホーム入所に伴っ

て行われた職権による処分であり、法第25条第2項に規定する「保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」場合に該当すると認められます。処分庁は、支給通知を送付しているので違法ではない旨を主張していますが、支給通知は保護費の額及びその内訳を通知しているものに過ぎず、保護の変更について通知した書面とは認められません。このことは、田川市生活保護法施行細則で、保護費支給通知とは別に、法25条第2項による変更決定通知の様式を定めていることからも明らかです。

また、本件処分では、保護変更の理由について、何ら書面で通知していません。確かに、支給通知を従前のものと比較すれば、変更部分について理解することは可能であり、また、住宅扶助費が削除されることを事前に説明していたことも認められます。しかし、そうであったとしても、保護変更を通知する書面に理由を付す義務(法第25条第2項後段、法第24条第4項準用)が免除されることにはなりません。

以上のことから、本件処分は、法第25条第2項に違反した違法な処分と認められます。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

平成29年4月18日

福岡県知事 小 川 洋 (保護・援護課 保護指導係)